

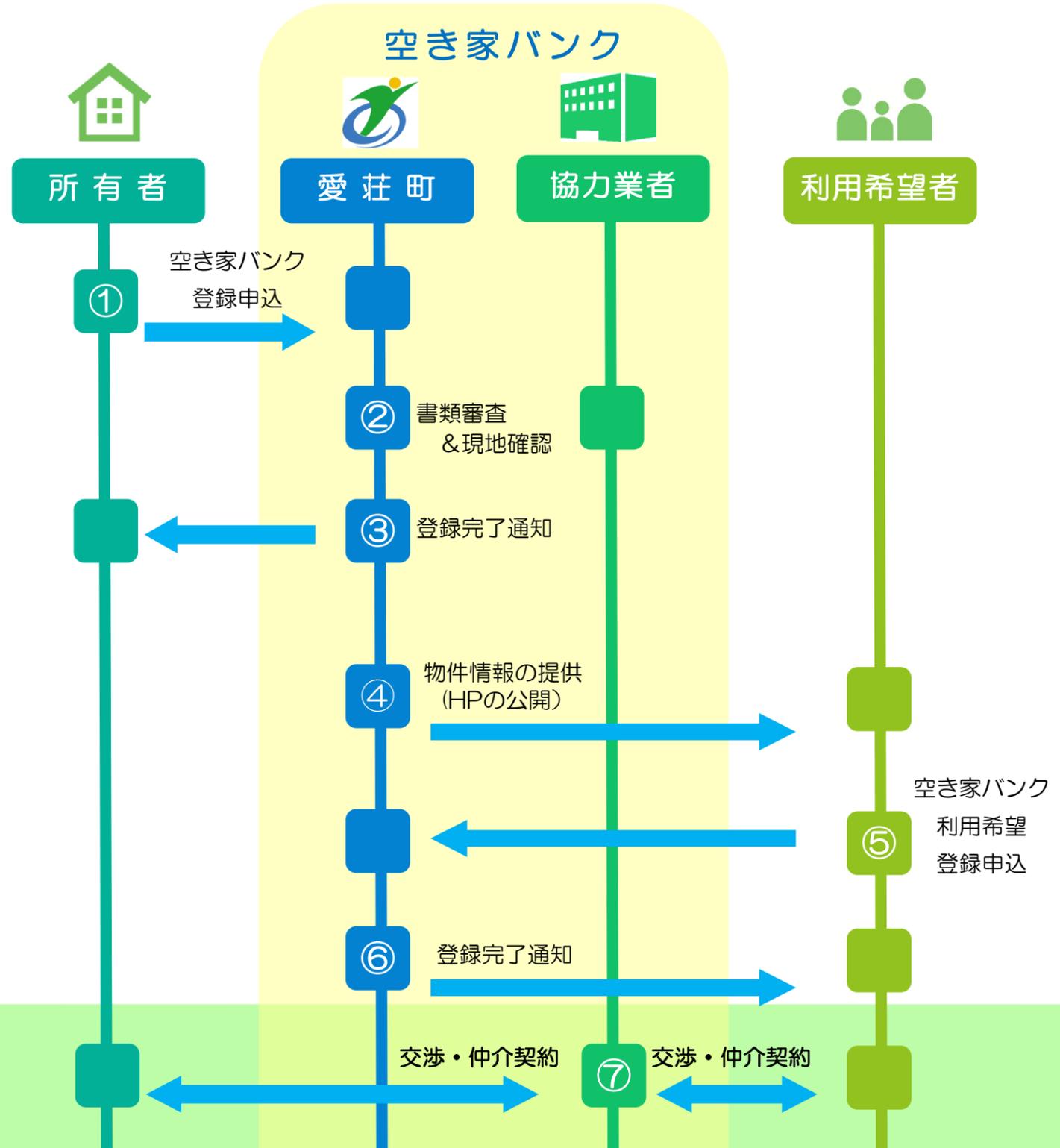
愛荘町では「空き家」を募集しています！



愛荘町では、町内における空き家の有効活用と移住交流による地域の活性化を図るため、愛荘町商工会と協力し空家等情報登録制度（空き家バンク）を設けています。

空き家を「売りたい」「貸したい」と考えておられる所有者の方は、ぜひ愛荘町役場みらい創生課までご連絡下さい。

空家等情報登録制度（空き家バンク）の流れ



空き家所有者

① 空き家の登録申込
② 交渉・契約

空き家バンク(愛荘町)

町ホームページなどで登録された物件の情報提供をします

協力業者

愛荘町商工会から派遣された宅地建物取引業者が仲介をします

利用希望者

① 登録物件情報の閲覧
② 交渉・契約

【お問い合わせ先】愛荘町役場みらい創生課
 電話：0749-29-9046 FAX：0749-42-7377
 Mail：seisaku@town.aisho.lg.jp

※利用上の注意

- ▶ 当制度は、空家等情報（売買・賃貸）を収集・登録し、愛荘町への移住定住等を希望されている方に空家等の情報を提供するものです。
- ▶ 町は、空家等の情報を移住定住希望者に紹介しますが、物件の斡旋や仲介等を行いません。物件に関する交渉や契約等は、愛荘町商工会から派遣された宅地建物取引業者の仲介で行っていただきます。

空き家に関する補助金制度 をご活用ください！

- 県内随一の改修補助金額！
(基本上限300万円に加えて加算措置も！)
- 荷物処分費についても補助！
- 改修補助は所有者・利用者どちらでも活用可能！

ここが
Point

*内容は変更となる場合があります

町では、空き家や空き店舗の所有者の方・利活用したい方が
もっとやりたいことができるように、空き家等改修費補助金・空き家等家財処分費補助金があります。
***愛荘町空き家等情報登録制度（空き家バンク）に登録されている物件に限り、利用可能です**

◆住宅編（店舗併用住宅含む）◆



◆店舗編◆



申請書は**コチラ**から！
・愛荘町ホームページ
空き家情報登録制度
https://www.town.aisho.shiga.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/akiya/1283.html

QRコード



※当制度は、同一の空き家に対して1回限りの補助となります。